

平成27年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第2回)

(STC Advanced)試験問題

<問題 1 >

東京にある貿易会社Aは、台湾にあるメーカーBから輸出令別表第1の7の項(1)に関連する汎用集積回路のマイクロプロセッサを輸入し、欧米に輸出する予定である。購入前にこの集積回路の該非判定を確認するには、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか正しいものを1つ選びなさい。

1. 輸出令別表第1の7の項(1)は、MTCRの規制である。したがって、MTCRのサイトにある汎用集積回路関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。
2. 輸出令別表第1の7の項(1)は、ワッセナー・アレンジメントの規制である。したがって、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある汎用集積回路関連の規制である **Category3 Electronics** の英文を参考にメーカーBに確認させる。
3. 輸出令別表第1の7の項(1)は、オーストラリア・グループ (AG) の規制なので、AGのサイトにある汎用集積回路関連の規制の英文を参考にメーカーBに確認させる。

<問題2>

該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にスペックを確認したら良いか、下線部分が正しい説明を1つ選びなさい。

1. 東京の貿易会社Aは、台湾のメーカーBから、輸出令別表第1の8の項に関連する大型コンピュータXを購入し、欧米で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の8の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category4 Computers の英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。
2. 東京の貿易会社Aは、台湾のメーカーBから、輸出令別表第1の7の項に関連する集積回路Xを購入し、欧米で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の7の項は、ワッセナー・アレンジメントの規制なので、ワッセナー・アレンジメントのサイトにある Category8 Marine の英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。
3. 東京の貿易会社Aは、台湾のメーカーBから、輸出令別表第1の5の項に関連する合金Xを購入し、欧米で販売する予定である。この場合、輸出令別表第1の5の項は、NSGの規制なので、NSGのサイトにある英文を参考にメーカーBにスペックを確認させる。

<問題3>

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「プロトタイプ^αの製作及び試験」及び「パイロット生産計画」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「設計」の技術で、該非判定を行う必要がある。
- B 東京にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「修理」及び「オーバーホール」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「使用」の技術で、該非判定を行う必要がある。
- C 東京にあるメーカーXは、来月、米国にあるメーカーYにリスト規制に該当する製品αの「生産エンジニアリング」及び「検査」に関する技術書類を提供する予定である。この場合、「製造」の技術で、該非判定を行う必要がある。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 4>

東京にあるメーカーXは、アメリカにある遠心分離機のメーカーYから、遠心分離機αの専用部分品である金属管β（100本）の注文を受けた。

近日、金属管βを製造し、来月、輸出する予定である。この場合、金属管βの該非判定について、正しい説明を1つ選びなさい。なお、遠心分離機αは、汎用の遠心分離機で、輸出令別表第1の3の2の項（2）3に該当することが、メーカーYからの情報で判明している。

(参照条文)

輸出令別表 第1 3の2の項 (2) 3	遠心分離機	貨物等省令 第2条の2 第2項 第三号	連続式の遠心分離機であって、次のイからニまでのすべてに該当するもの イ 流量が1時間につき100リットルを超えるもの ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの ハ メカニカルシールで軸封をしているもの ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの
---	--------------	--	---

1. 金属管βは、輸出令別表第1の3の2の項（2）3に該当する遠心分離機の専用部分品なので、該当と判定する。
2. 金属管βは、輸出令別表第1の3の2の項（2）3に該当しない遠心分離機にも取り付けられる専用部分品であれば、非該当と判定する。
3. 輸出令別表第1の3の2の項（2）3の政令では、遠心分離機「本体」が規制されており、「部分品」は規制されていない。よって、専用部分品である金属管βは、規制対象ではない。

<問題5>

大阪にあるメーカーAは、アメリカの武器メーカーBから、武器の専用部品の試作を頼まれた。メーカーAは、試作した部品が、輸出令別表第1の1の項に該当する可能性があるので、事前相談手続通達に基づき、試作品の図面等をもって、経済産業省に相談することにした。この場合、正しい相談先を選びなさい。

1. 各経済産業局（通商事務所を含む。）に相談する。
2. 本省にある安全保障貿易管理課に相談する
3. 本省にある安全保障貿易審査課に相談する。

<問題6>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にある大学のX教授は、北京にあるネット検索企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。X教授が開発した製造技術 α （外為令別表の5の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yのサーバー上にX教授が自ら使用するために情報を保管することは、役務取引許可の対象ではない。
- B 名古屋にあるメーカーXは、北京にあるネット検索企業Yが提供しているストレージサービスを契約している。メーカーXは、自社で開発した製造技術 α （外為令別表の5の項に該当する技術）の文書ファイルを企業Yが提供しているストレージサービスに保管したとしても、メーカーXの社員（居住者）でなければ、アクセスできないのであれば、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- C 大阪にあるメーカーXは、横浜にあるネット検索企業Yが提供しているサーバーを利用している。メーカーXは、このサーバーに来月から外為令別表の9の項に該当する暗号作成用のソフトウェアをSaaSで提供し、海外メーカーの技術者に有償で提供する予定である。この場合、メーカーXは、国内の企業Yが提供しているサーバー上にSaaSを提供しているだけなので、役務取引許可を取得する必要はない。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題7>

外為令別表の3の2の項と貨物等省令第15条の3に関する規定を読んで、誤っている組合せを1つ選びなさい。

(参照条文)

	技 術
外為令別表 3の2の項	(1) 輸出令別表第1の3の2の項(1)に掲げる貨物の設計又は製造に係る技術 (2) 輸出令別表第1の3の2の項(2)に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの
貨物等省令 第15条の3	外為令別表の3の2の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第2条の2第2項に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

- A 病院関係者が、輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当する日本脳炎ウイルスに感染しないように取扱手順を定めた資料は、外為令別表の3の2の項(1)に該当しない。
- B 輸出令別表第1の3の2の項(2)に該当する凍結乾燥器の外観の写真は、外為令別表の3の2の項(2)に該当する。
- C ワクチンや薬を開発するために輸出令別表第1の3の2の項(1)に該当する日本脳炎ウイルスを増殖させる技術は、外為令別表の3の2の項(1)に該当しない。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 8>

名古屋のメーカーAは、来月、以下の条件で半導体製造装置Xを台湾にあるICメーカーBに輸出する予定である。半導体製造装置Xの内部には、輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプ α とバルブ β が、それぞれ1セット正當に組み込まれている。この場合、メーカーAは、どのような対応をしたらよいか正しいものを1つ選びなさい。

(条件)

- ①半導体製造装置Xは、輸出令別表第1(外為令別表)の7の項に該当しない。半導体製造装置Xの初期製造時の市場価格は、200万円である。
- ②ポンプ α は、半導体製造装置Xの初期製造時に、ポンプの専門店で購入。バルブ β は、半導体製造装置Xの初期製造時に、バルブの専門店で購入。

- 1. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないので、輸出許可を取得する必要がある。
- 2. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. 半導体製造装置X内のポンプ α とバルブ β について、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。

<問題9>

AからCのうち、下線部分が正しい説明は、いくつあるか答えなさい。

- A フランスにあるポンプメーカーXは、現在、名古屋で開催されている国際見本市に最新のポンプα（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）を出品したところ、中国にあるメーカーYが購入することになり、名古屋から中国に輸出することになった。この場合、ポンプメーカーXは、無償告示第一号3が適用できるので、輸出許可は不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、3年前に輸出許可を取得して、シンガポールにあるメーカーYに輸出令別表第1の3の2の項（2）に該当する発酵槽1セットを輸出した。当該発酵槽の制御装置が故障したので、メーカーYは、メーカーXに修理を依頼し、一旦、日本に戻した。メーカーXは、故障した制御装置を修理するとともに、顧客サービスの観点から、より滅菌しやすいように内部の部品を無償で一部グレードアップして交換した。この場合、メーカーXは、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、過去に輸出許可を取得して、タイの化学メーカーYに輸出したケミカルポンプ（輸出令別表第1の3の項（2）に該当）1台が壊れたので、日本に送り返してもらった。到着後、メーカーXは修理し、タイに返送する場合、修理費用と送料を合わせて、40万円かかったが、貨物自体を無償で輸出するのであれば、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

（参照条文）無償告示第一号（抜粋）

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの（1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。）
- 1 本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの
 - 2 本邦において映画を撮影するために入国した映画製作者が輸入した映画撮影用の機械及び器具
 - 3 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの（4に掲げるものを除く。）に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの（輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域（以下「特定地域」という。）以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）

4 保税展示場で開催された国際博覧会、国際見本市その他これらに類するものの運営又はこれらの施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であって、当該国際博覧会等の終了後返送されるもの（特定地域以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。）

5～9（省略）

<問題10>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、外国ユーザーリストに掲載されている中国のメーカーYから輸出令別表第1の15の項(2)に該当する貨物(総価額4万円)の注文を受けた。メーカーYの用途が、家電の製造であれば、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することができる。
- B 名古屋にあるメーカーXは、中国にあるメーカーYから、輸出令別表第1の5の項に該当する貨物(告示貨物でない。)の注文(総価額は90万円)を受けた。用途を確認したところ、軍の大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して、輸出することができる。
- C 大阪にあるメーカーXは、タイにあるパソコンメーカーYから、パソコン用に輸出令別表第1の5の項(3)に該当する貨物(告示貨物でない。価額は90万円)と輸出令別表第1の5の項(5)に該当する貨物(告示貨物でない。価額は85万円)の注文を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して、輸出することができる。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 1 1>

AからCのうち、貿易外省令第9条第2項について、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にあるメーカーXの担当者は、役務取引許可を取得するのに時間がかかるので、取引先の中国にあるメーカーYの担当者と事前に相談し、外為令別表の2の項に該当するプログラムαを日本時間の午前3時にメーカーXのホームページにアップロードした。メーカーYの担当者が、プログラムαをダウンロードしたのを確認し、すぐにホームページから削除した。この場合、プログラムαは、一時的にも不特定多数に公開されているホームページに公開されたので、「公知の技術」にあたり、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- B 東京にある大学のX教授は、来週パリで行われるロボットに関する学会で、外為令別表の2の項に該当するロボット技術についてプレゼンを行う予定である。この学会には、30ユーロの参加費を払えば、だれでも参加できるが、この学会に北朝鮮からの参加者がいたとしても、X教授は事前に役務取引許可を取得する必要はない。
- C 名古屋にあるメーカーXは、リスト規制に該当する貨物Yについて、輸出許可を取得しているので、貨物Yの輸出に付随して提供されるプログラムや据付などの使用の技術は、常に役務取引許可は不要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 1 2>

東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の8の項に該当するサーバーXを5セット（総価額5,000万円）、シンガポールにあるメーカーBに輸出する契約を平成27年5月1日に結んだ。貿易会社Aでは、個別の輸出許可を平成27年5月21日に取得し、平成27年7月10日に輸出する予定である。事前に操作マニュアルY（外為令別表の8の項に該当）をメーカーBに送る場合の対応について、正しい説明を1つ選びなさい。なお、操作マニュアルYは、使用技術告示第一号で規制されていない。

1. この場合、貿易会社Aは、操作マニュアルYをメーカーBと契約を締結した平成27年5月1日から、メーカーBに提供することができる。
2. この場合、貿易会社Aは、輸出する予定の平成27年7月10日から、操作マニュアルYをメーカーBに提供することができる。
3. この場合、貿易会社Aは、個別の輸出許可を取得した平成27年5月21日から、操作マニュアルYをメーカーBに提供することができる。

<問題 13>

AからCのうち、誤っている説明は、いくつあるか答えなさい。

- A 東京にあるメーカーXは、北京にあるデパートYから輸出令別表第1の16の項に該当する電子炊飯器3,000個の注文を受けた。この場合、メーカーXは、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。
- B 東京にあるメーカーXは、上海にある自転車の量販店Yから輸出令別表第1の16の項に該当する電動自転車1,000台の注文を受けた。メーカーXは、量販店Yとは、初めての取引だったので、会社案内を入手したところ、量販店Yの最高経営責任者は、元軍人であることがわかった。この場合、メーカーXは、キャッチオール規制に基づく輸出許可は不要である。
- C 東京にあるメーカーXは、国連武器禁輸国であるレバノンにある軍が経営しているY病院に輸出令別表第1の16の項に該当する手術用の照明器具(2セット)を輸出する予定である。この場合、キャッチオール規制に基づく輸出許可が必要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 1 4 >

キャッチオール規制に関して、AからCのうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Xは、外国ユーザーリストに掲載されているイランのメーカーY（懸念区分は、化学、ミサイル）から、クレーン車10台の注文を受けた。「核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」によれば、クレーン車の懸念用途は、ミサイルとなっている。貿易会社Xは、メーカーYから、用途について、明確な回答を得られていない場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の需要者要件に該当するので、輸出許可申請が必要である。
- B 大阪にある貿易会社Xは、イスラエルにあるメーカーYから、リスト規制に該当しない遠心分離機2,000本の引き合いを受けた。メーカーYとは、初取引であったので、海外の信用調査情報を確認したところ、メーカーYは、核開発に関わっている噂があると記載されていた。この場合、大量破壊兵器キャッチオール規制の用途要件に該当するので、貿易会社Xは、輸出許可申請が必要である。
- C 東京にある貿易会社Xは、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物を中国にあるメーカーYに輸出しようとしたところ、核兵器等開発等省令第一号の用途要件に該当することがわかった。この場合、いわゆる明らかガイドラインで確認の結果、当該輸出が「明らかなき」と判断できない場合は、輸出許可申請は不要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 15>

AからCのうち、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京の貿易会社Xの香港現地法人は、タイにあるメーカーYからリスト規制に該当する特殊鋼を購入し、ドバイにあるメーカーZに売却しようとしたところ、メーカーZから、「この特殊鋼で大陸間弾道ミサイルの製造は可能か」等の質問を電子メールで何度か受けた。当該特殊鋼は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出されるが、この場合、東京の貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請をする必要はない。
- B 東京の貿易会社Xのフランス支店は、インドネシアにあるメーカーYからリスト規制に該当しない特殊鋼を贈与されたので、パキスタンにあるメーカーZに売却しようとしたところ、メーカーZから、「この特殊鋼で、大陸間弾道ミサイルの製造は可能か」等の質問を電子メールで何度か受けた。当該特殊鋼は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出されるが、この場合、東京の貿易会社Xのフランス支店は、ホワイト国にあるので、仲介貿易取引許可申請をする必要はない。
- C 昨日来日したシンガポール人のα氏は、シンガポールにある貿易会社Xの社長をしている。α氏が、滞在中の京都のホテルからタイにあるメーカーYに電話したところ、たまたまリスト規制に該当しない特殊鋼を安く購入できた。そこで、ドバイにあるメーカーZに連絡したところ、メーカーZから、「この特殊鋼であれば、大陸間弾道ミサイルの製造は可能か」等の質問を受けた。当該貨物は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出されるが、この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請をする必要はない。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 16>

AからCのうち、誤っている説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある会社Xは、フランスの顧客Yと輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプαを貸し出す契約を締結したので、ポンプαを製造している千葉にあるメーカーZから、ポンプαを有償で借りて、フランスの顧客Yに輸出する予定である。この場合、ポンプαの所有権は、メーカーZにあるので、この場合、メーカーZが輸出許可を取得する必要がある。
- B 大阪にある貿易会社Xは、中国にある子会社Y向けに輸出令別表第1の3の項(2)に該当する貨物を毎年、定期的に輸出している。この場合、貿易会社Xは、一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を取得することが最も合理的である。
- C 名古屋にある貿易会社Xは、マレーシアにある企業Yに特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使って、輸出令別表第1の5の項に該当するニッケル合金の板(1,000万円相当)を輸出しようとしたところ、戦闘機の部品に用いられる疑いが生じた。この場合、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を使用して、輸出する前に、経済産業省に「届出」が必要である。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 17>

AからCのうち、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Xが、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物を外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業Yに輸出する場合、民生用途であるかどうか不明な場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することはできない。
- B 東京にある貿易会社Xは、シンガポールのメーカーYから、輸出令別表第1の10の項に該当するレーザー発振器 α を100個購入したところ、メーカーYの担当者が誤って、輸出令別表第1の2の項に該当するレーザー発振器 β を100個送ってきた。貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得し、返送に関する輸出管理内部規程も整備していれば、この場合、レーザー発振器 β をメーカーYに返送することができる。
- C 東京にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路をフランスにある海軍の研究所に輸出する予定である。この場合、通常兵器の開発研究に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、失効する。

1. A・B
2. B・C
3. C・A

<問題 18>

AからCのうち、違反した場合の罰金について、正しい説明の組合せを1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の14の項に該当する貨物（価格200万円）を無許可で仲介貿易取引した場合の罰金は、700万円以下である。
- B 外為令別表の2の項に該当するプログラム（価格200万円）を無許可で、提供した場合の罰金は、1,000万円以下である。
- C 外為令別表の4の項に該当するプログラム（価格50万円）を無許可で外国間等技術取引をした場合の罰金は、1,000万円以下である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

<問題 19>

提出書類通達に関して、最も適切な説明を1つ選びなさい。

1. 提出書類通達によれば、全地域を仕向地（提供地）として、個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、確認しなければならない。
2. 提出書類通達によれば、輸出令別表第3の地域以外を仕向地として、個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、確認しなければならない。
3. 提出書類通達によれば、提出書類通達 I で定められた地域を仕向地（提供地）として、個別の許可申請を行う者は、提出書類通達 I にある①から⑱の調査事項について、確認しなければならない。

<問題20>

遵守基準省令に関するAからCの説明のうち、下線部分が誤っている組合せを選びなさい。

- A 遵守基準省令第1条第二号では、監査、研修、文書保存は努力規定である。
- B 外為法第55条の10第1項では、輸出等を「業として行う者」は、すべて輸出者等遵守基準を定め、経済産業省に届け出なければならない。
- C 海外で1ドルショップを展開している東京の貿易会社Aは、ほぼ毎日、リスト規制に該当しない商品を輸出している。この場合、該非がわかっているので、遵守基準省令に定める「該非確認責任者」の選任は不要である。

- 1. A・B
- 2. B・C
- 3. C・A

＜問題 21＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

大阪にある工作機械メーカーXは、3年前にタイにある日系企業Y社に輸出したNC工作機械α（リスト規制非該当）が故障したので、修理のために日本に戻す予定である。NC工作機械αには、外為令別表の2の項（2）に該当する汎用のNCプログラムβがインストールされているが、提供したのは、ドイツにあるメーカーZである。この場合、工作機械メーカーXが、NC工作機械αを修理後、NCプログラムβとともに、日系企業Y社に戻す場合、貿易外省令第9条第2項第十四号二の規定により、役務取引許可は不要である。

（参照条文）貿易外省令第9条第2項第十四号二

二 役務取引許可を受けて提供したプログラムについて、次の（一）又は（二）に該当するプログラムを当初役務取引許可を受けた取引の相手方又は利用する者に対して提供する取引

- （一）許可を受けた範囲を超えない機能修正を行ったもの又は機能修正を行うためのもの**
- （二）本邦から輸出された貨物を本邦において修理した後再輸出される貨物と同時に提供されるプログラムであって、役務取引許可を受けて提供したものと同一のもの**

＜問題 22＞

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

東京にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路10,000個を中国に輸出し、現地の販売子会社Yでストック販売する場合、需要者として予定されている者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

<問題23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

大阪にあるメーカーXは、オーストラリアにあるメーカーYから購入した金（オーストラリアの金鉱脈から産出したもの）を自社で加工し、宝飾品αを製造している。メーカーXは、宝飾品αを国内販売した東京にある貿易会社Zから、宝飾品αは、EARの再輸出規制の対象になるか尋ねられたので、規制対象ではないと回答した。メーカーXの説明は正しい。

<問題 2 4 >

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

輸出管理規則 (EAR) の規制対象となっている米国原産品目を組み込んだ日本製の品目は、組込比率 (価格比) が 25% 以下の場合には仕向地に係わらず EAR の規制対象とならない。ただし、米国原産品目は 600 番台や 9x515 の品目等のように一部デミニミス・ルールが適用できないような特殊な品目ではない一般的な品目とする。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は、「1」を、誤っている場合は、「2」をマークしなさい。

規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「D」は当該品目が技術であることを示している。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
少額特例	輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
ストレージサービス	クラウドコンピューティングサービスの1つで、情報を保管し利用するためのサーバーを提供するサービスのこと。
SaaS	クラウドコンピューティングサービスの1つで、サーバー上に存在するプログラム（アプリケーションソフトウェア等）を、インターネットを介して、他者がダウンロードすることなく利用できる状態にするサービスのこと。
ホワイト国	輸出令別表第3に掲げる地域をいう。アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、

	コートジボワール、エリトリア、イラク、レバノン、リベリア、リビア、北朝鮮、ソマリア、スーダン
明らかガイドライン	核兵器等開発等省令第二号、第三号のかつこ書（輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきとき）又は核兵器等開発等告示の第二号、第三号にあたるかを判断するために、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の1の（6）で「輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン」として定められている判断基準。